

収入印紙欄
1,000円
※消印して
ください。

福島県理学療法士等修学資金貸与契約書

記載例

福島県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成6年福島県条例第20号）（以下「条例」という。）及び福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成6年福島県規則第 _____号）（以下「規則」という。）に基づき、福島県理学療法士等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与するものとする。

第1条 契約書は、収入印紙欄に1,000円分の収入印紙を貼る、契約者本人の消印をしておく、また、収入印紙を貼る契約書は作成する2部のうち、1通のみになる、※2通のうち、貼付欄があるほうのみに、収入印紙を貼り付けてください。（※収入証紙とお間違えのないようご注意ください）とするものとする。

第3条 乙は、連帯保証人2人を立てなければならない。
2 前項の連帯保証人のうち、1人は乙の親族とし、他の1人は独立の生計を営む者であって修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。なお、2人の連帯保証人は別生計であるものとする。
3 前項の連帯保証人は、乙と連帯して債務を負担するものとする。
4 乙は、連帯保証人の変更をしようとするときは、連帯保証人変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
5 乙が死亡したときは、連帯保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、甲に届け出なければならない。
(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第4条 甲は、乙が学校等に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。なお、甲は契約を解除したときは、直ちに、乙にその旨を通知するものとする。
一 退学したとき
二 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき
三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
五 死亡したとき
六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2 甲は、乙が学校等に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。
(理学療法士等修学資金借用証書の提出)

第5条 乙は、学校等を卒業し、又は前条第1項の規定により契約を解除されたときは、直ちに、貸与を受けた修学資金の全額について理学療法士等修学資金借用証書を甲に提出しなければならない。
(返還債務の当然免除)

第6条 甲は、乙が学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに県内の病院、介護老人保健施設等甲が指定する施設（以下「施設等」という。）において理学療法士等の業務に従事した場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部を免除するものとする。

一 県内の施設等において引き続き理学療法士等の業務に従事する期間（以下「従事期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達しなかったとき。
二 従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達しなかったとき。

契約者本人、連帯保証人（2人）の捨て印を押します。
捨て印は2通とも押してください。

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の全部又は一部に相当する額を免除することができる。
一 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事し、引き続き3年以上当該業務に従事した場合において、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達しなかったとき。返還債務の額に当該従事期間を修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額
二 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。返還債務の全部又は一部に相当する額
(返還債務の免除の申請手続き)

第8条 乙は、前2条の規定による返還債務の免除を受けようとするときは、理学療法士等修学資金返還債務免除申請書に前2条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、甲に提出しなければならない。
(返還)
第9条 乙は、第6条又は第7条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（第12条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、その期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦又は半年賦の均等返還の方法により貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
一 第4条第1項の規定により契約が解除されたとき
二 理学療法士等の免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しなかったとき
三 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得しなかったとき。
四 県内の施設等において理学療法士等の業務に従事しなくなったとき
五 学校等を卒業した後死亡したとき
(理学療法士等修学資金返還明細書の提出)

第10条 乙は、第6条又は第7条の規定により返還債務の全部が免除される場合及び第12条の規定により返還債務の履行が猶予される場合を除き、第9条各号に掲げる事由が生じた日から起算して20日以内（第7条の規定による返還債務の一部免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日から起算して10日以内）に、理学療法士等修学資金返還明細書を甲に提出しなければならない。
(返還方法の変更承認の申請手続き)

第11条 乙は、前条の規定により理学療法士等修学資金返還明細書を提出した場合において、修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、理学療法士等修学資金返還方法変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
(返還債務の履行猶予)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、返還債務の履行を猶予することができる。
一 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事した場合において、引き続き当該業務に従事しているとき。当該業務に従事している期間
二 学校等を卒業した後引き続き他の学校等（契約時の職種に係る学科等に限る。）に進学したとき。当該在学している期間
三 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。当該事由が継続している期間
四 第4条第1項の規定により契約が解除された後においても、引き続き学校等に在学しているとき。当該在学している期間



(返還債務の履行猶予の申請手続き)

第13条 乙は、前条の規定による返還債務の履行の猶予を受けるときは、理学療法士等修学資金返還猶予申請書に前条第1項の書類を添えて、甲に提出しなければならない。

第14条 甲は、前条第1項の規定による返還猶予がなかったときは、当該返還すべき日の翌日から起算して、延滞利息を、前項の規定による割合で計算した延滞利息を、前項の規定による割合で計算した延滞利息の額が100円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第15条 乙は、修学資金の貸与を受けている間、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、甲に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき
 - 二 退学したとき
 - 三 修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
 - 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき
 - 五 復学したとき
 - 六 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき
 - 七 連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき
- 2 乙は、修学資金の貸与を受け終わった後、修学資金の返還を終わり、又は修学資金を返還することを要しなくなるまでの間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、文書でその旨を甲に届け出なければならない。
- 一 前項各号のいずれかに該当するとき。
 - 二 学校等を卒業し、理学療法士等の免許を受けた後、理学療法士等として就職又は退職したとき。

第16条 乙は、学校等を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月15日までに、同月1日現在の状況を現況報告書により甲に報告しなければならない。

第17条 この契約に定めのない事項について、疑義が生じたときは、甲の指示するところによる。

第18条 第6条に定める施設等は、次の各号に定める施設等とする。

- 一 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- 三 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設のうち、身体障害者福祉センター
- 五 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設及び児童発達支援センター
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第7項に規定する生活介護又は同条第12項に規定する自立訓練のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する自立訓練（機能訓練）の供与に係るものに限る。）
- 七 地方公共団体
- 八 その他知事が適当と認める施設

契約者本人、連帯保証人（二人）の捨て印を押します。
捨て印は2通とも押してください。

この契約を証するため、本書2通を提出するものとする。

令和8年 月 日

日付は、空欄のままで提出してください。

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏名 福島県
福島県知事 内堀雅雄

乙 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印